

令和3年10月20日

所 属 長 様

町 長

令和4年度予算編成方針

令和2年国勢調査の結果、本町の人口は9,062人となり、前回調査から5年間で1,194人減少した。町経営の基本客体は人であることを第一義とすれば、この人口減少を現実のものとして捉え、今後のまちづくりに取り組まなければならない。

歳入においては、令和3年度普通交付税の本算定の結果、実質的な交付税（普通交付税と臨時財政対策債の合計）は、人口減少の影響はあったものの令和2年度に比して増額となり、財政収支見通しの改善に繋がった。加えて、国の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」においても、令和4年度の地方の一般財源総額が令和3年度地方財政計画の水準を下回らないように確保する方針が示されている。

しかしながら前述のとおり人口減少等により、自主財源の根幹である町税は、今後通減していくため、財政規模が縮小していくことには、十分な留意が必要である。

歳出においては、社会保障関係費や長期債の償還など義務的経費の増加が見込まれる中、行政サービスを安定的に提供しつつ、デジタル改革の加速やグリーン社会の実現、地方創生の推進、子ども・子育てへの取組を重点的に推進するため財源を配分していかなければならない。

新学校建設に始まった公共施設再編整備は、庁舎、消防庁舎等の建設を経て、町の基盤が整ったことにより新しい段階を迎える。今後とも行政活動に資する施設については、適切な維持管理を行い、長寿命化を図ることによって総コストの縮減に努めるものとする。

以上により、各職員においては、新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、活力ある地域社会と持続可能なまちづくりを実現するために、町の将来を見据え、「どのような行政サービスを、どのような方々に、どのような水準で提供していくのか」の観点に今一度立ち返り、歳出全般について、徹底したワイズスペンディング[※]を実行するとともに、ゼロベースで令和4年度の予算編成事務にあたってもらいたい。

[※]ワイズスペンディング：政策効果が乏しい歳出を徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換するものであり、歳出の内容を前向きに、不断に見直すこと。

【予算編成の基本的事項】

1. 令和4年度は昨年度に引き続いて“枠配分方式”による予算編成手法による編成とするので、各所属長は予算編成事務の流れはもとより、施策課題への取り組み手法及び費用対効果等に留意をしつつ、効果的な予算の編成に努めること。
2. 歳入全般に渡り増収策を図り、予算計上すること。なお、小額であっても遺漏なく計上すること。また、歳入歳出全般に渡り、積算根拠を省略して予算要求を行うことは厳に慎むこと。
3. 事業計画要求ベースにおいて歳入歳出の不足を確認するため、事業計画で要求のあった全事業について仮計上したところ、仮計上において一般財源ベースで大幅な歳入不足が見込まれることから、別紙「令和4年度事業採択方針」のとおり判断を行っている。一覧表において、不採択と判断された事業は令和4年度当初予算への計上は行わないものとする。条件付採択については、備考欄に記載している事項を踏まえ予算の要求を行うものとする。なお、計上する事業であっても事業計画ヒアリングにおいて疑義や意見のある点について、十分に留意の上、予算要求をされたい。
4. 政策的施策及びその予算計上については別途個別示達する。
5. 政策的課題及び来年度以降の制度設計、事業内容の確定していない施策等については、早急にその方向性を決定し、令和4年度予算に反映させること。
6. 枠配分方式により予算案を取りまとめるにあたり、予算要求基準を下記の通り定めるので、積算の参考にすること。
 - ① 3.に示す「令和4年度事業採択方針」の事業以外の新規裁量事業について予算要求は可能である。但し枠配分や裁量事業の再編・改廃により生ずる一般財源にて対応すること。
 - ② 国庫補助、府補助等の特定財源を持つ事業において、補助率の引下げ等が発生した場合は、事業費そのものの縮減に努めること。
 - ③ 人件費については、事業計画調査において提出された総人件費見込に留意しつつ、可能な限り総人件費の抑制に努めること。

- ④ 物件費については、抑制に努めつつ、真に必要な費目において計上すること。
 - ⑤ 維持補修費については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、各施設の適切な維持管理を行うための修繕費を要求すること。また具体的な修繕対象物件や必要経費が判明している場合は積算根拠を明記すること。
 - ⑥ 扶助費については、各事業における自然増減による支給対象者の増減並びに法令改正による支給単価の増減を適正に見込み、特に過年度の当初予算と決算の乖離について分析を行い、要求額が過大にならないよう要求すること。
 - ⑦ 補助費等については、団体補助金の一層の見直しを図るとともに、実績を踏まえた予算化に努めること。また、一部事務組合等への負担金は、当該団体との連携を密にしつつ、適正範囲において要求すること。
 - ⑧ 各特別会計等への繰出金は、繰出基準を遵守すること。基準外繰出を要する場合は、精査の上、ヒアリング時に財政担当と協議すること。
 - ⑨ 工事請負費、備品購入費等の積算にあたっては積算基準等の参考資料を十分に精査するものとし、積算基準によりがたい場合は過年度に執行された入札結果等を参考に要求すること。
7. 今後、収支見込が変動することがありえるので、予算の最終調製については、令和4年度地方財政計画の確定をもって判断するものとする。